



東松山市シニアボランティアポイント制度 指定活動先を募集しています



東松山市シニアボランティアポイント制度とは

この制度では、介護保険法に規定する地域支援事業として実施することにより高齢者がボランティア活動を通して地域貢献することを奨励し、また、高齢者自身の介護予防の推進を図る事を目的としています。シニアボランティアとして登録されている方が指定活動先でボランティア活動を行う事で「活動確認スタンプ」をもらい、スタンプ数に応じて評価ポイントを転換交付金として受け取れます。（1時間に1スタンプ上限1日2スタンプまで）

施設・事業所等をお願いすること

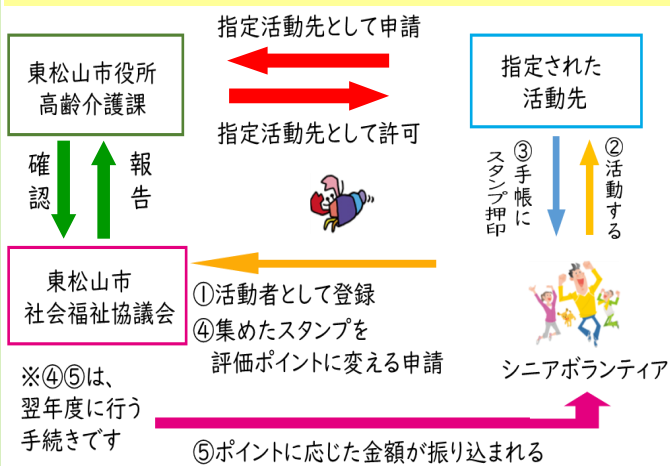
シニアボランティアを受け入れようとする施設・事業所等は、あらかじめ申請書を東松山市高齢介護課へ提出し、事業及び活動内容について市長の指定を受けます。活動指定先に決定したら、活動を希望するシニアボランティアを受け入れ、活動時間に応じて「やりがい手帳」に活動確認スタンプを押して頂きます。（審査を経て後日、決定通知書と共にスタンプ・スタンプ台をお渡しします。）

シニアボランティア制度の対象となる活動内容

- ①レクリエーション等の指導及び参加支援
- ②食堂内の下膳などの補助
- ③散歩、外出及び館内の移動補助
- ④行事等の手伝い（会場設営、芸能披露等）
- ⑤高齢者の話し相手
- ⑥その他施設職員とともに行う軽微、かつ補助的な業務



制度の流れ



ボランティア担当者の皆様へ

この制度は、ボランティア活動を通じて、市民のみなさんの地域貢献活動や社会参加のきっかけ作りを1つの目的としています。また、施設・事業所等ではボランティアを受け入れて頂くことで、職員との関係性の構築や施設の雰囲気を知ってもらうことにより、地域へ開かれた施設への一助となればと考えております。

感染症対策で大変な状況下かと思われませんが、当事業へのご理解とご協力を頂きますよう、よろしくお願ひいたします。

問い合わせ先

東松山市社会福祉協議会(市民福祉センター)TEL:0493-23-1251

実施主体 東松山市 高齢介護課TEL:0493-21-1406

シニアボランティアポイント制度事業に関するQ&A

Q1.この制度の実施主体はどこですか？

A1.この制度は東松山市社会福祉協議会が東松山市から委託を受けて実施しています。

東松山市社会福祉協議会では、(1)シニアボランティアの登録 (2)やりがい手帳の交付 (3)シニアボランティア活動の紹介 (4)評価ポイントの付与及び管理 (5)転換交付金の交付及び原資の管理(6)前各号に掲げる業務に付随する業務を行っています。

Q2.どのような手続きが必要になりますか？

A2.指定の申請書に必要事項を記入し、東松山市役所高齢介護課へ提出してください。

申請内容について、速やかに審査後、指定・却下決定通知書により当該施設・事業所へ通知されます。※申請にあたってのご相談は、東松山市社会福祉協議会へお問合せください。

Q3.活動確認スタンプがもらえるボランティア活動を教えてください

A3.シニアボランティア活動の対象となる事業及び活動内容には指定があります。

施設・事業所等が申請していない活動には活動確認スタンプを押すことができません。

また、新たに事業・活動を指定する場合には、東松山市役所高齢介護課へ連絡が必要です。

●対象事業・・・(1)介護保険対象施設が行う事業 (2)東松山市が行う介護予防事業 (3)その他東松山市長が認める事業

●活動内容・・・(1)レクリエーション等の指導及び参加支援 (2)食堂内の下膳などの補助 (3)散歩、外出及び館内の移動の補助 (4)行事等の手伝い(会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等) (5)高齢者の話し相手 (6)その他施設職員とともに行う軽微であって、かつ、補助的な業務(草取り、掃除、洗濯物等の整理

Q4.指定施設・事業所が気をつけることはありますか？

A4. ①シニアボランティアの受入れ

シニアボランティアとして登録した方に対して、やりがい手帳への活動確認スタンプを押すことができます。

A4. ②活動の確認とスタンプの押印

活動を行ったことを証明するスタンプを受入施設で押印していただきます。活動終了後、1時間程度の活動に対し1スタンプ(上限1日2スタンプまで)を押すことができます。

※手帳は、社会福祉協議会でシニアボランティアとして登録された方に直接交付します。

その他、シニアボランティア受け入れに関するご不明点やご質問等ございましたら、

お気軽に東松山市社会福祉協議会へご連絡ください(TEL:0493-23-1251)